

教職員の働き方改革を求める意見書（案）

今、学校現場は教員希望者の減少に加え、病気休職者や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により、こどもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。

2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法上、時間外労働の上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」）適用の教員については、上限が守られていない状態が続いている。

「骨太方針2024」では、中央教育審議会「審議のまとめ」を踏まえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としている。

学校の働き方改革の前進を図る観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要である。しかし、長時間労働の改善には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況を抜本的に改善する方策として、具体的な業務の削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数是正などを策定・実施すべきである。また、2019年に改正された給特法の付帯決議の趣旨を踏まえた更なる施策の実施が必要である。

国においては、持続可能な学校の実現と、こどもたちの豊かな学びの保障のため、学校の長時間労働を改善するため、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 教職員定数是正を実施すること。
- 2 人員の配置・確保を含め、自治体での負担軽減の取組が確実に進むよう、必要な財源を確保すること。
- 3 部活動の地域移行をさらに進めること。
- 4 「カリキュラム・オーバーロード」の状態にあることから、学習指導要領の内容精査やそれに伴う標準授業時数の削減を行うこと。
- 5 教員のいのちと健康が守られる法制度を整備すること。
- 6 今後、教員の勤務実態調査を行い、その結果を踏まえた措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

様

和歌山県議会議長 鈴木 太雄

(提出者)

文教委員会委員長 藤本 眞利子

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣